

指導と処罰に関する規定

第1条（目的）

本規定は、三育学院に在籍するすべての園児・児童・生徒（以下「生徒」という）が、安全かつ平和な環境において学ぶ権利を保障し、同時に教職員が安全に教育活動に従事できる環境を維持することを目的とする。

同時に、問題行動が見られる場合には、単なる懲罰を目的とするのではなく、本人の立ち直りと成長を促すための教育的支援の機会とすることを旨とする。

第2条（基本方針）

- 指導および処分は、キリスト教教育観に基づく人格形成と共同体の健全性を重視して行う。
- 指導に当たっては、行為の重大性、継続性、影響範囲を考慮し、比例性と公平性を確保する。
- 学習コミュニティを破壊する行為、および身体的・精神的安全を脅かす行為については、明確に容認しない姿勢（ゼロ・トレランスの精神）を示す。

第3条（生徒に期待される基本的態度）

三育学院は、生徒に以下のことを期待する。

- 他者を尊重し、人格を大切に扱うこと
- 対立や問題を、暴力ではなく対話によって解決しようとする姿勢
- 学校の施設・備品および他人の所有物を大切に扱うこと
- 自己の言動が周囲に与える影響を理解し、その責任を持つこと
- 与えられた役割を誠実に果たすこと
- 学校の定める規則を守ること
- 学習に向き合う前向きな姿勢で登校すること
- 教職員および、管理者の正当な指示に従うこと

第4条（指導・処罰の対象となる言動）

以下の言動は、指導および処罰の対象となる。

- 暴力行為、または他者の身体的・精神的安全を脅かす行為
- 言葉や態度による人格否定、差別、いじめ、ハラスメントなど学習環境を悪化させる行為
- セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）に該当する言動
- 物品の破壊、窃盗、故意による損壊
- 学習活動や集団活動を著しく妨害する行為
- 教職員や管理者の正当な権限を著しく損なう言動
- 無断での校外退出
- 酒・タバコ・薬物・揮発性溶剤等の所持・使用・配布
- 凶器・武器とみなされる物品の所持・使用・配布

第5条（指導の段階）

問題行動に対しては、原則として以下の段階を踏んで指導を行う。

1. 口頭による注意・助言
2. 忠告カードによる文書指導
3. 保護者への連絡および面談
4. 教頭・校長を含む正式な指導
5. 停学または退学処分

※ 学部（幼稚部・小学部・中学部）ごとの具体的STEP運用は別表に定める。

第6条（停学・退学処分）

1. 忠告カードの累積に基づき、停学・退学処分を行う。
 2. 行為が社会通念上著しく許容範囲を超える場合、**段階を踏まずに処分**を行うことがある。
 3. 薬物・武器等に関する違反は、理由の如何を問わず退学処分とする。
-

第7条（手続の公正性と教職員の保護）

1. 重大な処分に先立ち、事実確認と弁明の機会を保障する。
 2. 教職員が本規定（心得）に則って行った正当な指導については、学校がその責任を共有し、組織として全面的に教職員をバックアップ（支持・保護）します。
 3. 指導・処分の記録や情報は適切に管理し、必要な範囲で共有します。
-

第8条（再教育と回復）

処分の目的は回復にあり、生徒が再び学習コミュニティの一員として歩み直せるよう、必要に応じて再教育、観察、フォローアップ、および損なわれた関係の修復（回復的対話等）を行う。

幼稚部（園児）

発達段階を考慮し、注意を受けた直後の「保護者への連絡」と「二者・三者面談」を早期に組み込み、家庭との連携を重視したステップを踏む。

- **STEP 1（1回目：即時指導）**
 - 園児：教員からその場で具体的な注意を受ける。
 - 保護者：教員より問題となった言動について報告を受ける。
- **STEP 2（2回目：文書指導の開始）**
 - 園児：教員からその場で注意を受ける。
 - 保護者：教員より連絡を受け、「忠告カード1」を受領する。
 - 面談：保護者と担当教員による**二者面談**を実施する。
- **STEP 3（3回目：環境の変更と多角的指導）**
 - 園児：別室へ移動し（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：教員より連絡を受け、「忠告カード2」を受領する。
 - 面談：園児・保護者・担当教員による**三者面談**を実施する。
- **STEP 4（4回目：組織的指導・管理職の介入）**
 - 園児：別室へ移動し（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：教員より連絡を受け、「忠告カード3」を受領する。
 - 面談：園児・保護者・担当教員・園長（校長または副校長）による**四者面談**を実施する。
 - 共有：全教職員に状況が報告され、全校的な観察と指導体制に入る。
- **STEP 5（5回目以降：最終警告と退学検討）**
 - 園児：別室へ移動し注意を受けた後、**保護者に即連絡、即時帰宅**。
 - 保護者：直ちに園児を引き取りに来る。「忠告カード4～7」を逐次受領する。
 - 面談：最終処分（退学）が決定するまで、カード受領のたびに四者面談を繰り返し実施する。
- **【特記事項】**
 - 即時対応が困難な著しい言動がある場合は、ステップを踏まずに直ちに帰宅を命じ、停学・退学処分とする場合がある。

小学部（児童）

自制心を養う時期であるため、「休み時間の制限（タイムアウト）」などの具体的なペナルティを課しつつ、教頭・校長への段階的エスカレーションを行う。

- **STEP 1（1・2回目：初期指導）**
 - 児童：教員の指示で教室から即座に退出する。放課後に教員の指導を受ける。
 - 制裁：次回の休み時間を1回失う。
- **STEP 2（3回目：文書指導と管理職の介入）**
 - 児童：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。次回の休み時間を1回失う。
 - 面談：児童・担当教員・教頭による**三者面談**を実施する。
 - 保護者：「**忠告カード1**」を受領する。
- **STEP 3（4回目：長期的制裁と保護者面談）**
 - 児童：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。**休み時間を1週間（2登校日）失う。**
 - 保護者：「**忠告カード2**」を受領する。
 - 面談：児童・保護者・担当教員・教頭による**四者面談**を実施する。
- **STEP 4（5回目：全校的指導）**
 - 児童：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。**休み時間を2週間（4登校日）失う。**
 - 保護者：「**忠告カード3**」を受領する。
 - 面談：児童・保護者・担当教員・教頭・校長（副校長）による**五者面談**を実施する。
 - 共有：全教職員に報告され、全教職員の観察下で個別指導を受ける。
- **STEP 5（6回目以降：最終警告）**
 - 児童：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：「**忠告カード4～7**」を逐次受領する。
 - 面談：最終処分（退学）に至るまで、カード受領のたびに五者面談を繰り返し実施する。
- **【特記事項】**
 - 著しく許容できない言動については、校長の判断によりステップを経ずに即時帰宅・停学・退学処分とすることがある。

中学部（生徒）

自己責任能力を重視し、安易な制裁よりも「対話」と「管理職による公式な面談」に重点を置き、自分の行動とその影響、社会的な責任を自覚させるための指導を行う。

- **STEP 1（1・2回目：初期指導）**
 - 生徒：教員の指示で教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。放課後に教員から注意を受ける。
- **STEP 2（3回目：公式記録と管理職の介入）**
 - 生徒：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 面談：生徒・担当教員・教頭による**三者面談**を実施する。（当日が望ましい）
 - 保護者：「忠告カード1」を受領し、状況を共有する。
- **STEP 3（4回目：保護者を含めた公式協議）**
 - 生徒：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：「忠告カード2」を受領する。
 - 面談：生徒・保護者・担当教員・教頭による**四者面談**を実施する。（当日が望ましい）
- **STEP 4（5回目：最終協議と組織的対応）**
 - 生徒：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：「忠告カード3」を受領する。
 - 面談：生徒・保護者・担当教員・教頭・校長による**五者面談**を実施する。（当日が望ましい）
 - 共有：全教職員に情報共有され、一貫した指導体制を確立する。
- **STEP 5（6回目以降：退学の最終判断）**
 - 生徒：教室から即座に退出する（クラスからの切り離し）他の教職員の監督下で注意を受ける。
 - 保護者：「忠告カード4～7」を逐次受領する。
 - 面談：最終処分（退学）が決定するまで、五者面談を反復し、更生の可能性を最終判断する。
- **【特記事項】**
 - 緊急性・重大性の高い言動（暴力、薬物、武器等）については、全ステップを省略し、校長の裁定により即時停学・退学処分とする。

小学部の児童・中学部の生徒が教室から退出をする際のガイドライン

【教室退出後の待機および復帰プロセス】

1. 教室から退出を命じられた者は、直ちに指定された待機場所（事務室等）に赴かなければならない。
2. 待機中は、指定された「ふりかえりシート」への記入、または自習を行い、私的な会話や電子機器の使用は禁止する。
3. クラスへの復帰は、担当教員または管理職が、本人の反省および安全な授業参加が可能であると認めた時点で行うものとする。

1. 退出する際のルール

教員が「退出（Removal/Dismissal）」を命じた際、混乱やさらなる反発を防ぐための手順です。

- **即時性の原則：** 宣告されたら、生徒は議論や反論をせず、直ちに退出します。反論がある場合は、後ほど面談の場で聞くルールにします。
- **安全な移動の確保：**
 - **低学年：** 補助教員が付き添うか、事務室（校長室）まで送り届ける役割の「バディ・スチューデント（信頼できるクラスメイトなど）」を同行させます。
 - **高学年：** 一人で移動させますが、教員は内線やチャットで「〇〇君が今からそちらへ向かいます」と事務室（校長室）へ即座に通知します。

2. 退出後の移動先

安全管理の観点から、「常に大人の目がある場所」が絶対条件です。

- **第1選択：事務室（Front Office）の待機スペース**
 - 事務員や管理職の目が届くため、最も安全です。
- **第2選択：校長室・教頭室**
 - より深刻な事態であることを認識させる場合に用いられます。
- **第3選択：隣接する別の教室（Staff Room）**
 - Staff Roomなどで事務職員が監督します。
- **NG：廊下・トイレ・図書室の死角**
 - 事故や勝手な校外脱出を防ぐため、放置は厳禁です。

3. 移動先での対処

「ただ座っているだけ」にせず、必ず反省を促す教育的な課題を与えます。

- **振り返りシートの記入：** 「何が起きたか」「なぜそうなったか」「次はどうすべきか」を文章化させます。
- **課題（アサインメント）：** 授業に参加できない間の学習の遅れを防ぐため、教科書やワークを進めさせます。
- **管理職とのプレ面談：** 校長や教頭が手が空いた際に、振り返りシートを元に状況の聞き取りを行います。

4. いつまでクラスに戻れないのか

戻るタイミングは「時間の長さ」ではなく、「態度の変化」で決めるのが一般的です。

- **最短：その時間の授業終了まで**
 - 振り返りが終わり、冷静になったと管理職が判断した場合、次の時間から復帰します。
- **標準：半日～1日（学内謹慎）**
 - 問題が深刻な場合、その日は一日中「事務室」で自習となることがあります。
- **復帰の条件：**
 - (1) 振り返りシートの完成、(2) 反省と、行動改善の合意